

2 構造耐力上主要な部分の構造を壁式鉄筋コンクリート造とする場合にあっては、次に定める構造方法とすること。

- (1) 外壁の構造は第一号イ¹によること。
- (2) 階の高さは三メートル以下とすること。
- (3) 外壁に接する壁柱にあっては、次に定める構造方法とすること。
 - (イ) 壁柱の長さは、次の表二十三(イ)欄に掲げる土石等の移動による力の大きさ及び同表(ろ)欄に掲げる土石等の高さに応じ、それぞれ同表(は)欄に掲げる数値以上とすること。
 - (ロ) 壁柱の中心線間の距離は、四メートル以下とすること。
 - (ハ) 鉄筋コンクリート造とすること。
 - (ニ) コンクリートの設計基準強度は一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上であること。
 - (四) 壁ばりのせいは六十センチメートル以上、配筋は複筋ばりとし、配筋の径は十三ミリメートル以上とすること。

(5) 基礎にあつては、次に定める構造方法とすること。

(イ) 鉄筋コンクリート造とすること。

(ロ) コンクリートの設計基準強度は一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上であること。

(ハ) 基礎の底面は地表より五十センチメートル以上の深さとすること。

(ニ) 基礎の底盤の厚さは二十センチメートル以上とすること。

(ホ) 基礎の立ち上がり高さは八十センチメートル以上とし、引張鉄筋比を〇・四パーセント以上とすること。

(ハ) 基礎ばりは複筋ばりとし、あばら筋比を〇・二パーセント以上とすること。

表二十三

(い)	(ろ)	(は)
土石等の移動による力の大きさ (単位 一平方メートルに)	土石等の高さ (単位 メートル)	壁柱の長さ (単位 センチメートル)

つきキロニュートン)		
二〇以下	〇・五以下	四十五
二九以下	〇・五を超え〇・六以下	四十五
四〇以下	〇・六を超え〇・七以下	四十五
五六以下	〇・七を超え〇・八以下	六十
七八以下	〇・八を超え〇・九以下	六十
一〇六以下	〇・九を超え一・〇以下	六十
一五〇以下	一・〇を超え一・一以下	六十

二 次のイ及びロに定めるところにより地滑りにより想定される衝撃が作用した場合に破壊を生じないことが確かめられた構造方法

イ 地滑りによる土圧の作用時に、当該建築物の外壁等に生ずる力を次の表二十四に掲げる式によって計算し、当該外壁等に生ずる力が、それぞれ第八節第四款の規定による材料強度によって計算した当該外壁等（当該外壁に設けられる開口部を含む。）の耐力を超えないことを確かめること。

表二十四

<p>荷重及び外力について想定する状態</p>	<p>一般の場合</p>	<p>第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における場合</p>
<p>地滑りによる土圧の作用時</p>	<p>$G + P + L$</p>	<p>$G + P + 0.35S + L$</p>

この表において、G、P、S及びLは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう）を表すものとする。

- G 第八十四条に規定する固定荷重によつて生ずる力
- P 第八十五条に規定する積載荷重によつて生ずる力
- S 第八十六条に規定する積雪荷重によつて生ずる力
- L 土石等の堆積による土圧力によつて生ずる力

□ イの土石等の堆積による土圧力は、土石等の高さ以下の部分に作用する力として計算するものとし、その数値は土石等の移動による力の大きさにイの建築物の各部分の高さにおける土圧分布係数を乗じ

て得られたものとする。この場合において、土圧分布係数は、次の表二十五に掲げる式によって計算するものとする。

表二十五

$H_s > H$ の場合	$a = \frac{H_s - h}{H_s}$
H_s H の場合	$a = \frac{H - h}{H_s}$

この式において、 a 、 H 、 H_s 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a 土圧分布係数

H 建築物の高さ（単位メートル）

H_s 同法第八条第二項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定において同令第四条第三号の規定に基づき都道府県知事が定める土石等の高さ（単位メートル）

h 建築物の各部分の高さ（単位メートル）

第四 建築基準法施行令第八十条の三ただし書に規定する土石等の高さ等以上の高さの門又は塀の構造方法

は、最大の力の大きさ又は力の大きさ及び土石等の高さ等に応じ、それぞれ次の構造方法とすること。

- 一 自然現象が傾斜地の崩壊である場合には、第一第一号イ又は第二号に定める構造方法とすること。
- 二 自然現象が土石流である場合には、第二第一号イ又は第二号に定める構造方法とすること。
- 三 自然現象が地滑りである場合には、第三第一号イ又は第二号に定める構造方法とすること。

附 則

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。